

平成22年第10回教育委員会 定例会会議録

平成22年10月14日

東久留米市教育委員会

平成22年第10回教育委員会定例会

平成22年10月14日午前10時00分開会
本庁舎7階 701会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(3) その他
(4) 諸報告2
③平成22年第3回市議会定例会について
④平成23年度予算編成について
⑤第一小学校、第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について
⑥東部地域(第四小学校)のその後の状況について
⑦その他
○生涯学習センターの掲示物について
○千葉国体の視察報告について
-

出席委員(5名)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男	総 務 課 長 下 川 尚 孝
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 田 中 潤
学校適正化等 担 当 課 長 桑 原 茂	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 工 藤 和 志	指 導 主 事 間 嶋 健
教 育 部 主 幹 山 下 一 美	

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 岡 崎 毅
-----------------	-------------

◎開会及び開議の宣告

○委員長 これより平成22年第10回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。本日の議事日程は配付のとおりである。

(午前10時01分)

◎会議録署名委員の指名

○委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は5番井上委員に願います。

◎会議録の承認

○委員長 8月18日開催の第8回定例会の会議録については各委員にご覧いただいているのでよろしければ承認をいただきたい。異議なしと認め、第8回定例会の会議録は承認された。9月16日開催の第9回定例会の会議録については後ほどお配りするので内容のご確認をお願いします。

◎公開しない会議の宣告

○委員長 本日の諸報告①と②は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいので、公開しない会議とすることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議で扱うこととする。

◎その他

○委員長 日程第3、その他について。事務局から何かあるか。

○総務課長 ない。

○委員長 ないようなので、次に進む。

◎諸報告2

○委員長 日程第4、諸報告について。①と②は先に報告があったので、「③平成22年第3回市議会定例会について」から、順次、説明を求める。

○教育長 第3回市議会定例会の教育委員会に関する議案を説明する。9月の教育委員会でも市議会定例会の委員会審議にかかわる経過や結果を報告したが、9月22日に市議会が閉会しているため、本日は本会議の報告を行う。「議案第50号 東久留米市教育振興基金条例」は総務委員会で継続審査となったが、最終日に市長が撤回して承認されている。参考資料として新聞報道の記事を配付している。なお、教育振興基金に関する補正予算については後ほど説明するが、修正可決となっている。教育振興基金条例が可決されないと補正予算の基金は積み立てることができないため、年度内には提案することになるだろう。議会での提案理由であるが、「基金の用途を明確にする必要があるため」ということで、逆に言うと明確ではなかったということ撤回したものである。次に、「議案第51号 東久留米市立学校設置条例の一部を改正する条例」は文教委員会では全会一致で可決され、議会最終日の本

会議では反対が1名あったが、賛成多数で可決されている。「議案第55号 平成22年度東久留米市一般会計補正予算(第2号)」のうち教育委員会に関するものは第八小学校の閉校の記念碑、指導室関係の補正予算であり、教育振興基金には若干の修正がある。9月補正予算では市長提案として教育振興基金の積立額を4億3,630万9,000円として議会に提案した。それに対する修正案として、この額に4億1,876万8,000円を増額したものが提案された。増額の財源は、財政調整基金に積み立てをした分からこの4億1,876万8,000円を減額して、教育振興基金に積み立てをするというものである。この基金条例そのものは後追いになるが、予算上の基金の額は合計で8億5,507万7,000円になっている。続いて、「議案第67号 東久留米市特別職の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」であるが、教育振興基金条例の撤回について提案者としての市長の責任を明らかにするために提案したものであり、10月に支給する市長の給料1カ月分を10%減額するというもので、これも可決されている。続いて、「議員提出議案第3号 東久留米市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例」については継続審査となっている。これは昨年の12月議会に提案されて以来継続審査になっているが、内容は「職員は議員等から職務に関する要望等を受けた場合、すべて記録しなければならない」というものである。「議員提出議案第2号 東久留米市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、議員の報酬に日割り計算を導入するというものである。例えば、月末に何日間か就任しても1カ月分の報酬が支払われていたが、これを日割りによって計算するというものである。「議員提出議案第3号 東久留米市特別職の職員で非常勤のもののおよび費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、例えば議会選出によって消防委員会の委員として議員が委員を兼ねている場合の日当の支払いのことである。委員会に出席すると日当が支給されているが、これを支給しないというものである。続いて意見書であるが、「意見書案34号 義務教育費の保護者負担軽減を求める意見書」、「意見書案35号 小・中学校の教室にクーラー設置を求める意見書」についてはいずれも可決されている。続いて、決議案であるが、「決議案第6号 前沢五丁目大型商業施設(イオン)誘導に係る都市計画法第17条の手続きを速やかに開始することを求める決議」はイオン誘導に関し、都市計画法第17条の手続きを速やかに開始することを求めるものである。市長は6月議会で市長報告を行い、従来、南沢五丁目地区の地区計画案を見直すと言ってきたが、計画案の変更は難しいと方針を変えた。「市民参加による、地域貢献施設に結びつく施設機能の導入に関する見直しの協議が調った段階で、都市計画法第17条の手続きに入る」と市長は表明してきたが、決議の趣旨は「市長が言うところの市民参加の地域貢献施設の検討と都市計画法の手続きは別なものであるので、法的根拠はなく、市民参加とは切り離して都市計画法上の手続きに着手せよ」というものである。「決議案第7号 東久留米市長馬場一彦君の公約違反に対して再度市長選挙を行うことを求める決議」は6月議会最終日にも同様の趣旨の決議案が可決されているが、今回も提出され、賛成多数で可決されている。続いて、請願であるが、「22請願第56号 『東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアル』の改訂を求める請願」は給食をめぐる危機管理マニュアルの改訂を求める内容であるが、採択されている。

○委員長 この件は以上にとどめ、続いて「④平成23年度予算編成について」の説明を求める。

○総務課長 資料の「平成23年度予算編成について」をご覧いただきたい。これは9月24

日付で、市長から示された平成23年度の予算編成方針である。1ページから2ページの基本方針をご覧ください。現時点における平成23年度地方歳入一般財源については、平成23年度地方財政対策などが示されていないため、地方交付税等の動向は不透明な状況であるが、市税収入・譲与税・税連動交付金などが昨年度に引き続き大幅な減少が見込まれている。今年度の臨時的歳出要因を考慮してもなお、昨年度比で15億円を超える収支不足が見込まれている。以下には、平成23年度予算編成に当たっての留意事項が記載されている。3ページには今年度の施策別の優先施策が三つ示されており、これについては財源を確保していくことになっている。別表8をご覧ください。予算編成については今までは施策別の枠配分方式で行っていたが、今年度は査定方式に改めることになった。表中、教育部の欄をご覧ください。この数値は経常経費のみの一般財源である。教育部の計が15億8,748万円となっている。昨年度は18億8,106万円である。目安額ではあるが、昨年度に比べて経常経費で約3億円・18%の減が示されている。

続いて、「東久留米市財政健全化への考え方～平成21年度決算で見る現状と課題～」をご覧ください。これは本市の財政健全化の考え方が、平成21年度の決算を通して現状と課題が分かりやすく掲載されているので後ほどご覧ください。続いて、抜粋ではあるが、「平成21年度東久留米市決算審査意見書」も添付しているので、こちらも後ほどご参照いただきたい。

- 委員長 目安ではあるが、3億円も減るとどうにもいなくなるのではないかと。
- 教育長 前年度比で一般財源が15億円減ということ割り返すと総体的には18%減となる。各部に18%割り振ったものを目安としているが、教育委員会は3億円になるので現実的には非常に厳しく、経常経費に食い込まざるを得ない状況である。
- 委員長 その都度、市長の給料をカットするというのは議会と市長が考えることではあるが、基本的な物の考え方としてはどうなのかと思っている。私たちが直接介入する問題ではないが、いつも申し上げているように、市政全般の中で教育委員会も動いているわけであり、さらに一市民としての意見も持つべきである。今の予算の問題についても、市全体の中で考えていかなければならないのが現実であるが、教育の場にある者としては、基本的な物の考え方とかありようとか、オーバーな言い方をすれば哲学についてきちんと考えていく中で、われわれの責任を果たすべく努めていると自負しており、市政にもそれを求めたい。

教育振興基金条例については確かにあいまいな部分があるという感じはした。含みを持たせる形で幅を持たせて決めておくのもいいが、市の厳しい財政状況の中ではできないかもしれないと思っていた。

- 教育長 総務委員会でのやり取りについては別の機会に説明するが、議員とのやり取りの中で結果として取り下げ、撤回をせざるを得なくなった。一たん、総務委員会では継続審査になったが、議論の中では修正案を出そうという意見も出たが、最終的に市長が撤回という判断をした。議会が撤回を求めたのではなく、市長が撤回をすと言い、議会側もその撤回やむなしということで議決したものである。提案者が撤回するということはそれなりの責任を取らざるを得ないということであり、その結果が給与の減額ということになった。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「⑤第一小学校、第九小学校給食調理業務委託の進捗状況について」の説明を求める。
- 学務課長 第一小学校と第九小学校の給食調理業務委託については、9月1日付の「広報ひ

がしくるめ」および市のホームページにより、受託者の募集案内を掲載した。その結果、10社からの応募があったが、すべて学校給食調理に豊富な受託実績のある業者であった。この応募を受け、9月27日に第2回選定委員会を開催した。議題は、業者の応募状況についておよび第1次審査の採点方法についてである。選定委員には各業者から提出された調査表を配付し、第1次審査の採点を依頼した。その後、第3回選定委員会を10月7日に開催した。議題は第1次審査採点結果についておよび第1次審査通過業者の決定についてである。各委員による採点表を集計し、偏差値換算した一覧表を配付して、その中から上位5社を第1次審査の通過業者と決定している。申請を受け付けたすべての業者には合格、不合格の通知を郵送したところである。また、この結果を第一小学校と第九小学校の保護者に報告するため、保護者説明会を10月12日に開催した。午前中に開催した第一小学校の参加はなかったが、午後から開催した第九小学校では3名の保護者が出席している。出席された保護者からは、「保護者が最も心配していることは、安全な給食を確実に実施できる業者であるかどうかである」とのご意見をいただいている。保護者には11月3日に保護者向けのプレゼンを実施するので、第1次審査を通過した業者5社のプレゼンをぜひ聞いていただきたいとお願いしている。

今後は、11月3日に第2次審査のプレゼンを行い、その後、第一小学校と第九小学校の候補業者が決定後に価格交渉を行った上で、12月上旬を目途に契約を締結したいと考えている。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 両校からの出席が少なかったということであるが、第2次審査に向けて、「安全な給食を」ということ以外、特に審査基準などについてのご要望はなかったのか。
- 学務課長 特に要望等はなかった。
- 委員長 この件は以上にとどめる。続いて「⑥東部地域（第四小学校）のその後の状況について」の説明を求める。
- 学校適正化等担当課長 第3回目の統合準備会が去る9月29日、第四小学校で開催された。この時に3点報告している。1点目は第四小学校の閉校に関する条例についてで、9月議会で可決されたこと。2点目は通学路の安全点検についてで、この7月18日に統合準備会の構成員の方々と通学路の安全点検をしたが、その後、学務課が児童の朝の調査と夜間の点検で2回の実地調査を行っていること。その後、都市建設部施設管理課に安全対策について要望処理依頼を行った。なお、夜間照明の一部をより明るい照明に変えてもらうという措置は既に取りってもらっており、保護者にも確認してもらっている。3点目は統合準備連絡会の報告である。1点目は「23年度の新1年生については第四小学校に入学することを原則とするが強制はできないだろう」ということで大筋の合意を得ていること。2点目は、第四小学校としては23年度の新1年生に対して、今後行われる行事に招待し同校の良さをアピールしていくということである。続いて、この第3回目の議題は2点ある。1点目は閉校後の周辺地域の治安についてであり、これについては防災防犯課長に説明をしてもらっている。防災防犯課長からは「安全安心まちづくりの取り組みについて」ということで、資料に基づき説明してもらった。統合準備会の構成員のうちの東中学校地区青少協の委員には代理の方が出席されていたが、この方からご意見をいただいた。「これまでの活動でもお祭りなどの行事のときのパトロール活動や愛の一声運動などを実施している。今後はさらに自治会などと

の協力や連携体制がさらに充実していけると良いと思う。第四小学校の閉校後は、空き家や空き地が増えるだろうが、パトロールをさらに強化していきたい」とのことである。2点目はこれも閉校後の周辺地域の防災についてということで、同じく防災防犯課長に、東久留米市の地域防災計画に基づいて説明をしてもらった。閉校後のいっとき避難場所については東中学校になる等の説明がなされた。統合準備会については第1回目に構成員等に確認したことであるが、取り上げる議題は1番目が登下校時の安全対策、2番目が閉校後の周辺地域の治安、3番目が閉校後の周辺地域の防災についてである。出された議題については、これで一応終了している。今後は、第四小学校の保護者を中心に話し合う場面、あるいは3校連絡会の受入校と第四小学校の校長とで今後のさまざまな課題について対応していくことを重点的にやっていきたいと考えている。したがって、統合準備会の時には次回の開催については特に日程を定めず、必要に応じて今後開催させていただくことで了解を得ている。なお、第四小学校の保護者に対する説明会は11月6日に同校での開催を予定しており、これまでの一連の議会報告等をこの説明会で報告させていただく予定である。この際に、来年度の新1年生になる保護者にも通知を差し上げ、出席していただく予定である。

- 委員長 来年度の新1年生で、他校に行きたいという場合はやむを得ないだろう。
- 学校適正化等担当課長 まだ正式ではないが、これまでの話の中ではやむを得ないだろうということで了解を得ている。11月6日にどの程度出席いただけるか分からないが、新1年生の保護者にも説明させていただくので、その時に意見をいただければ参考になると思っている。
- 委員長 最終的にはいつ決めるのか。
- 学務課長 指定校変更については、12月中旬に就学通知を発送する。その後に指定校変更の申請を受け付け、部課長による判定会で決定して、おおよそ1月中旬を目途に決定したいと思っている。
- 委員長 学校は第四小学校の良いところを大いに宣伝すると…。しかし、条例は通っているだけに難しい。
- 委員 非常に難しい問題だと思う。ただし、第八小学校のときもそれ以前のケースのときもそうであるが、今回も連絡会を密にもってもらえるということなので、その移行についての取り組みが充実していて、閉校後に何ら問題がないと安心していただける内容であればと思う。また、第八小学校のときにいろいろ出されたご要望などについても十分対応してきてもらったと思うので、今回のケースでも、閉校後にまとまって移動することについてのケアが十分であることがはっきり伝わるようなことをしていただけるといいと思う。
- 学校適正化等担当課長 ただいまのご意見については今後、3校連絡会等で十分調整をさせていただきたい。
- 委員長 やむを得ないだろうという方向で判断するのも仕方がないとは思う。しかし、それは市の制度変更に伴うことで、ひょっとしてそれは市民に有形無形のご迷惑やご心配をおかけすることになることには違いはない。個人的な意見としては、教育委員会としてこういうふうに判断すべきですよという指導を積極的にしてもいい場合があると思う。そういうときに、教育委員会の教育に対するきちんとした考え方が現れるべきではないのか。親御さんのご要望はいろいろな立場から出てくるのは当然であるが、そのときにごもつともだと思一方で、「迎える第四小学校は最後の1年生として、一生懸命良い教育を考えているので、

そちらを選択したらどうか」という意味で、少なくとも積極的なサジェスションがあっても良いのではないかと思う。教育委員会としてもそういうところできちんとした議論をし、考え方を持つべきである。

○指導室長 第一義的には家庭、保護者のご意見、お考えを尊重すべきだと考える。しかし、私たちは学校教育にかかわる専門家として、その立場から児童・生徒にとってより良い道筋がどうあるべきかといったことをさまざまな事例や参考資料等を示して、助言・指導していくことはできると考えている。

○委員長 こういう問題で、保護者が市の相談室に相談に行くケースはあるのか。

○学務課長 相談室に個別の確認はしていない。第八小学校のときもそうであったが、就学時健診の通知を最初に発送した時に、先ず保護者からコンタクトがある。今回、第四小学校については就学時健診の通知前・後を通して1世帯から問い合わせがあった。第八小学校と比べると、第四小学校については保護者からのコンタクトは非常に少ない状況である。

○委員長 一番大事な問題は、子どもの生き方とか先々へ向けて、いかに良いリードをしてあげることができるかということである。そういう意味で、市がこういう形を取ることにについては十分説明してご理解してもらわざるを得ないと思うが、その間に揺れる保護者に向けてはこういう考え方もあるということを出していく必要もあると思っている。この件は以上にとどめ、続いて、「⑦ その他」に入る。

○生涯学習課長 生涯学習センターの掲示物の申請に対する不承認通知を指定管理者から通知したところ、それに対する審査請求書が出されたことについて報告する。資料1をご覧ください。7月5日付「市議会NOW第5号」を生涯学習センターの情報コーナーに置きたいという申請書が出されていた。市議会NOWの1ページには、特定の議員を中傷した記事が掲載されている。3ページにも議会の非常識について述べられている。4ページではイオンの問題に関して触れている。このように議員や行政の批判をしているということで、指定管理者はこういったものを情報コーナーに置くことはどうかと考えた。資料2をご覧ください。この受付票が出された後、指定管理者から生涯学習課に相談があった。資料3は、指定管理者が申請者に出した不承認通知である。資料4は、不承認通知を不服として申請者から出された9月13日付の審査請求書である。資料5は地方自治法の関連条文である。第244条の公の施設および244条の4のところを不服申し立てについて規定されている。資料6は、生涯学習センター条例の第7条「使用の承認」に関する規定である。条例の施行規則第6条は使用の不承認に関する規定である。資料7は情報コーナーの利用貸出に関する規定である。次のページに取り扱うことができる内容とできない内容についての具体的な定めがある。資料8は生涯学習センターの協定書で、指定管理者が施設の利用を承認、不承認できる規定である。

○委員長 何か何うことはあるか。

○教育長 市議会NOW第6号の4ページの、私が発言したと書かれている内容について一言申し上げる。「議員の一般質問を論評するのはおかしいという類の発言をした」とあるが、一般質問を論評するのはおかしいとか、論評の強弱等については一言も申し上げたことはない。「論評するのは自由であるが、そういったものを公共施設に置くことは別である」ということを申し上げている。この記述部分についての対応は、私個人がこの発行者と決着したいと思っている。

- 委員長 はっきりと訂（ただ）しておいていただきたいと思う。教育長が言われたことをわれわれとしては確認しておきたい。
- 委員 この資料を経過や内容を吟味していきたいと思う。「教育委員会が思想信条の自由や表現の自由を制限するのか」と言う方もいるかもしれない。しかし、教育委員会は市の教育目標で人権尊重を示してはいるが、それはあくまで人権尊重の理念を正しく理解していく、さらに権利と義務、自由と責任、中立性と公共性というものをしっかりと理解し、遵守していくという視点に立って判断しているのである。
- 委員長 第6号の4面には生涯学習課長に関しての記述もあるが、この記事は正確なのか。
- 生涯学習課長 すべてが当たっているとは思っていない。関係者を個別にお呼びして、私どもの基本的な考え方を説明させていただいた。特定議員の中傷や議会および行政の中傷をした記事である市議会NOWを生涯学習センターの情報コーナーに置くことは規定に反していると考えている。
- 委員長 「課長がそのような発言をするのはもつてのほか」とまで言われている。もつてのほかであるのかないのかについては、きちんとした考え方を伝えることによって、「逆にひよっとしてあなた方の言い分のほうがもつてのほかである」ということを理解させなければならない。「教育委員会の意図をさらけ出す」というタイトルまで付いていることについては、われわれとしては黙ってはられない。この間に伺っていることと言えば、先ほどの教育長のことでもあなたのことでも、はっきり言ったほうが良いと思う。漠然と、「ここに書いてあることがすべては正しくはない」みたいなことだと、先方の言い分に理があるとも受け取られるからはっきりしたほうが良い。教育委員会の意図云々ということまで大ざっぱにくくられて、ほっぽっとく手はない。教育長の発言は、当然、教育委員会を代表できる立場の発言でもあるのであるから、はっきりさせるというお考えに期待するが、これに限らずはっきりとした姿勢を打ち出すことで、下手な誤解を生まないと思う。それがわれわれの市民に対する責任でもあると思うのでよろしく願います。この件については以上にとどめる。続いての報告を求める。
- 教育部主幹 先日、千葉県で国体が開催されたので、その視察に行ってきた報告をする。写真も用意したのでご覧いただきたい。千葉国体は9月25日から10月5日までの会期で行われた。東京国体で本市が主催する山岳競技については、10月2日の土曜日から4日の月曜日の3日間にわたり行われた。場所は印西市松山下公園内にある、今年4月に竣工したばかりの印西市総合体育館である。この国体が初めての利用ということで、国体後に市民の方に開放するとなっている。印西市は東久留米市から真東に直線で約60kmに位置し、印旛沼の西側に当たる。印西市は本年の3月に印西市・印旛村・本埜村の1市2村が合併して、現在の印西市となっている。人口9万人、面積は123平方km、面積は本市の10倍という行政区域である。国体会場である体育館は田んぼの真ん中にあり、施設の規模についてはプールのない本市のスポーツセンターをイメージしていただくと良いと思うが、どの部屋も本市よりも一回り大きい印象を受けた。敷地内には夜間照明付きの野球場、陸上競技場、テニスコート等があり、総合的なスポーツ施設という位置づけである。山岳競技は体育館の中の最も広い体育室で、2番目に広い体育室では低い壁を設置するボルダリング競技を実施していた。視察の参加団体は本市の準備委員会、体育協会、体育指導委員会である。参加者数は2日の土曜日が49名で、マイクロバス2台で出発した。3日の日曜日は7名で、3日は本

市の小学校の運動会が開催されていたが、教育部長には3日に視察してもらっている。4日の月曜日は4名で行っている。視察の内容は次のとおりである。(1) 競技施設は国体基準があり、その規格に適合した施設がきっちり整備されていた。(2) 役員配置は総勢で350名程度と聞いた。その内訳は競技会の役員として市長、市議会議員、市教育委員、競技団体会長など。審判として実際に競技に携わる競技役員には千葉県山岳連盟の方が、また、その競技の補助員としてボランティアの中・高生が参加していた。また、その他、競技を除く運営全般に携わる競技会の係員がいるが、印西市の職員や体育協会などで構成されていた。同じくこの補助員として、地元の中・高生が協力をしていた。(3) 観客席や選手・役員等の部屋についてであるが、観客席についてはリード競技が床に仮設のいすで500席と体育室の2階に既設の500席用意され、床の500席はほぼ満員であった。ボルダリング競技についても床に300席程度の席を用意していたが、こちらもほぼ満席になっていた。選手や監督は309名の参加であったが、控室はリード競技とボルダリング競技2競技のため、練習用ウォール備え付けの部屋が2カ所用意されていた。役員室は屋内に大会本部、記録集計室、各役員控室で、屋外にはテントで総合案内所、救護や警備、弁当配布、美化担当の施設を用意していた。(4) 会場への交通アクセスは、選手や監督は原則大型バスでの計画輸送で行っていた。宿泊は最寄駅にある年金機構研修センターとビジネスホテルで、どちらもバスで15分程度のところにある。役員の交通アクセスについては、原則各自で対応していただくということである。遠方の役員については宿泊場所が用意されていた。観客のアクセスについては、駐車場400台分が用意されており、二つの最寄駅からは無料のシャトルバスも出ている。(5) まちのPR・おもてなし・応援についてであるが、屋外では100名程度収容できる休憩所が用意され、主に昼食場所になっていた。無料ドリンク、無料豚汁の配布、特産品の売店、市内の小・中学校の児童・生徒による応援ののぼり、また、種を蒔いて花を咲かせ、国体に合わせて鉢植えを飾っていた。文化プログラムであるが、会期前に、別の場所で記念コンサートや印旛沼の写真の展示を行っていたが、こちらは視察していない。接遇については、どの係員の方もあいさつや緊急時の対応については迅速で的確な判断の下やっておられたという印象を持っている。次に、サイン類であるが、初めて訪れる方が大勢いらっしゃるの、各所への適切な張り紙を掲示しており、また、役員もさまざまな役割を担っているの、その役割を識別できるジャンパーを着用していた。また、モニターテレビで競技結果も表示していた。写真には、視察に来られていた常陸宮両殿下が写っている。厳重な警備体制がしかれており、東京国体でも本市に皇室からどなたかがお見えになられるとも聞いている。本市においても限られた施設の中ではあるが、お越しいただいた皆さんに満足していただけるよう、準備を進めていきたいと思っている。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 写真で拝見すると、印西市では大きい競技施設も屋内に設置されているようだが、本市のスポーツセンターの中には造れないのか。

○教育部主幹 本市のスポーツセンター内にもあるが基準を満たしていないので、今の予定では屋外に施設を設置する予定である。

○委員長 スポーツセンターに現在あるのは仮設なのか常設なのか。

○教育部主幹 常設である。

- 委員 この基準を満たすものを、本市のスポーツセンターの中では造るスペースはないのか。
- 教育部主幹 本市のスポーツセンターでは天井までの高さが足りず、国体基準を満たす施設ができない。
- 委員 この競技は雨天でも外で決行する競技なのか。
- 教育部主幹 基本的には雨天でも実施する競技である。屋根を付けたりするなど、なるべく不公平が生じないようなルールに基づき競技が行われている。
- 委員長 本市には宿泊できるホテルもないし、大変である。
- 委員 報告によると、やはり宿泊先への期待と現状に違いがあるということなので、施設内容については事前に情報提供しておいたほうが良いと思う。
- 教育部主幹 宿泊については、現在、東京都が全区市町村にある宿泊施設の調査を行い、宿泊先として国体に提供できる施設を集約しているところである。東京都が各市の事情等を考慮しながら、全員が泊まれるように広域配宿という形で調整していくということである。なるべく大規模で喜んでいただける施設を希望している。

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成22年第10回教育委員会定例会を閉会する。

(午前11時13分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年10月14日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)